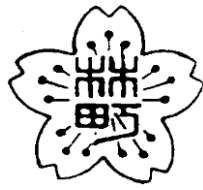


文京区立林町小学校 P T A 規約



2019年4月26日 施行

文京区立林町小学校 P T A

〒112-0011 東京都文京区千石2-36-3

☎ (3946) 0421

FAX (3946) 7488

※「個人情報取扱いに関する基本方針」及び「個人情報取扱方法」は林町小学校のホームページで閲覧可能です。

第1章 名称および事務所

第1条 この会は文京区立林町小学校PTA（保護者と教職員の会）といい、事務所を同小学校内（東京都文京区千石2-36-3）におく。

第2章 目的および方針

第2条 この会は保護者と教職員の緊密な協力のもとに、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とし、

(1) 会員相互の親睦と教養を高め、教育に対する理解を深める。

(2) 地域および学校の教育文化施設と環境の整備改善を図る。

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として、目的を同じくする他の団体および機関と協力し、また教育委員会などに対し意見を述べて協力するが、直接に学校経営や人事に関与しない。

第4条 この会は自主独立のものであって、営利、政党、宗教にかたよらない運営を行う。

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 林町小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者（以下「保護者」という）でこの会の目的および方針に賛同する者。なお、特段の事情がない限り、児童1名につき1回以上、当該児童の保護者1名は、第11条に定める本部役員、第14条に定める会計監査委員、第15条に定める選考委員、第18条の規定により設けられた特別委員会の委員、第19条に定める学級委員または第23条に定める地域学校連絡会の委員長・副委員長を務めるものとする（以下本条、第11条、第14条、第15条、第19条および第23条においてこれらの役職を総称して「委員」といい、これらの役職を経験した者を「委員経験者」という。）。ただし、委員に欠員を生じたときに補充の必要があり委員になった者も含め、在任期間にかかわらず1回と数える。

(2) 林町小学校に勤務する教職員。

第4章 会計

第6条 この会の活動に要する経費は、会費をもってこれにあてる。

第7条 この会の会費は、1家庭単位で納入するものとし、その額は総会で決定する。ただし事情により会費は減免することができる。

第8条 この会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。なお、本条の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において承認されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 本部役員

第11条

1 この会の本部役員は次のとおりとする。

(1) 会長 1名（保護者）

(2) 副会長 4～8名（保護者3～7名、教職員1名）

(3) 書記 3～5名（保護者2～4名、教職員1名）

(4) 会計 4名（保護者2名、教職員2名）

2 本部役員（教職員を除く）は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。

3 本部役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、第15条(2)の規定に従い本部役員として暫定承認された前年度末から開始し、翌年度当初総会で新本部役員が承認されるまで継続するため、前年度末から翌年度当初にかけ、新旧本部役員は重複・協力して任に当たる。なお、本部役員に欠員を生じたときは、必要あれば実行委員会の決定に基づいて会長が任命する。

4 本部役員（教職員を除く）は、同じ役職を継続する場合、引き続き1年間は再任を認

められる。ただし、会長は、特定の目的を遂行するために、役員会と実行委員会の推薦を受けた場合に限り、さらに1年間の再任を妨げない。

- 5 同じ会員（教職員を除く）が本部役員を継続する場合、3年を限度とする。ただし、前項本文または前項ただし書きの規定に基づき会長が再任することにより本部役員の在任期間が3年を超えることとなる場合に限り、4年を限度とする。

第6章 本部役員の仕事

第12条 本部役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会および実行委員会の議事ならびに会の活動に関する重要事項を記録し、会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の収入・支出に関するすべてを行い、予算・決算書を作成し、翌年度の年度当初総会において会計監査を経た決算報告をする。

第13条 学校長は、PTAの活動に対して助言し、各種会合に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計監査委員

第14条

- 1 この会の経理を監査するため、2名（保護者）の会計監査委員をおく。
- 2 会計監査委員は年2回会計監査を行い、その結果を翌年度の年度当初総会に報告する。
- 3 会計監査委員は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。
- 4 会計監査委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、会計監査委員に欠員を生じたときは、必要あれば実行委員会の決定に基づいて会長が任命する。

第8章 本部役員および会計監査委員の選出

第15条 本部役員（教職員を除く。以下本条、第16条2（1）および第18条（2）において同じ。）および会計監査委員の選出は次のとおり行う。

(1) 選考委員会をつくる。

ア 第6学年を除く各学級から年度当初1名の選考委員を選出する。ただし、選考委員の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童につき第11条に定める本部役員、第14条に定める会計監査委員、本条に定める選考委員長・副委員長、第18条の規定により設けられた特別委員会の委員長・副委員長、第20条に定める学級代表連絡会の委員長・副委員長、第23条に定める地域学校連絡会の委員長・副委員長または第25条に定める専門部の部長・副部長を経験した者（以下合わせて「役員経験者」という。）およびその配偶者以外から選出するものとする。なお、各学級から選出された選考委員に欠員を生じたときは、必要あれば当該学級の保護者よりこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

イ 教職員の中から3名以内の選考委員を選出する。

ウ 第18条に定める実行委員（本部役員および教職員を除く）の中から必要に応じて4名以内（この場合、原則として、学級代表連絡会副委員長、地域学校連絡会副委員長、各専門部副部長）の選考委員を選出することができる。

エ 本部役員から1名を選出し選考委員として参加する。

オ 同じ会員（教職員を除く）が、2年続けて選考委員をすることはできない。

カ 選考委員会は、年度当初、会長の招集により第1回選考委員会を開き、委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者2名）を互選する。ただし、委員長、副委員長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。

キ 選考委員（教職員を除く）は上記ウ・エの場合を除き他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。

(2) 選考委員会は毎年2月末日までに本部役員および会計監査委員候補者を選出して、会員に選出案を文書によって提示したうえで、会員の過半数による暫定承認を得る。

(3) 選考委員が本部役員もしくは会計監査委員候補者として選出されたときは、直ちに選考委

- 員の任を退かねばならない。ただし、この場合は欠員の補充はしない。
- (4) 選考委員は、本部役員および会計監査委員が年度当初総会での承認を得て決定されたとき、その任を終える

第9章 総会

第16条

- 1 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。
- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は、年度当初に開き、次の事項について審議する。
 - (1) 年度当初総会
 - ア 前年度事業報告および決算報告
 - イ 新年度事業計画案および予算案
 - ウ 新本部役員、新会計監査委員の選出案
 - エ その他重要事項
 - (2) <削除>
- 3 総会は、会長が招集する。総会の招集は会の5日前までに会議の目的事項を示して、会員に通知しなければならない。
- 4 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があれば、臨時総会を招集することができる。なお、保護者の会員数は家庭単位で数えるものとする。以下本条および第26条において同じ。
- 5 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 総会の出席は、委任状をもってかえることができる。
- 7 委任状は出席者数に数える。
- 8 年度当初総会に前年度本部役員は、新年度会長の要請に応じて出席することができる。
- 9 総会での審議事項は、出席会員（委任状を含む。第26条において同じ。）の過半数の賛成により承認される。

第10章 役員会

第17条

- 1 役員会はこの会の本部役員をもって構成し、活動に関する企画立案と各委員会との連絡を図り、渉外関係を担当する。
- 2 役員会は、原則として毎月1回定例会をもち、会長は必要により臨時会を開くことができる。

第11章 実行委員会

第18条

- 実行委員会は、本部役員、各学級代表、地域学校連絡会の委員長・副委員長、各専門部の部長・副部長（以下合わせて「実行委員」という。）をもって構成し、原則として年間6～10回程度、これを開いて次の会務を執行する。
- (1) 役員会、各学級委員会および地域委員会、各専門部で立案された活動計画を審議決定する。
 - (2) 総会に提出する事項（本部役員および会計監査委員候補者の選出案を除く）の審議と報告書の作成、予算の審議作成、決算の審議をする。
 - (3) 必要により、特定の目的を遂行するために、特別委員会を設けることができる。
 - (4) 本部役員および会計監査委員に欠員を生じたときは、必要あれば実行委員会の決定に基づき会長が任命する。
 - (5) 必要により会則を定め、総会に報告する。
 - (6) その他の会務を行う。

第12章 学級委員会

第19条

- 1 学級委員会は、各学級より選出された3名の学級委員および学級担任をもって構成する。ただし、学級委員の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第15条に定め

る役員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。

- 2 学級委員は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。
- 3 学級委員会は、3名の学級委員から学級代表および第25条に定める専門部員を互選し、学級代表がこれを総括する。ただし、特段の事情がある場合は、第25条に定める専門部員を同一学年の他学級から選出することを妨げない。
- 4 学級委員会は、学年を通じて横の連絡を図るため、学級代表と担任の話し合いにより学年委員会を開くことができる。

第20条

- 1 学級委員会は、学級および学年相互の連絡と調整、保護者および児童の親睦をはかるための学級・学年活動の運営などのPTA活動を円滑にするため、学級代表連絡会を設け、委員長1名、副委員長2～3名（保護者1～2名、教職員1名）をおく。ただし、委員長、副委員長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。
- 2 学級代表連絡会は、1年から6年の学級代表と担当教職員で構成される。

第21条 学級委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、学級委員として選抜された年度当初保護者会から翌年度PTA歓送迎懇親会までとする。ただし、学級委員に欠員を生じたときは、必要あれば当該学級の保護者よりこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第13章 地域委員会

第22条 地域委員会は、各地域から選出された地域委員をもって構成し、児童の安全のためにPTA活動を行う。なお、特段の事情がない限り、児童1名につき1回以上、当該児童の保護者1名は、地域委員を務めるものとする。

第23条

- 1 地域委員会はその活動を円滑にするため、委員長1名（保護者）、副委員長4名（保護者3名、教職員1名）を選出し、地域学校連絡会とする。ただし、委員長、副委員長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。
- 2 地域学校連絡会の委員長、副委員長（教職員を除く）は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。

第24条 地域委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、地域委員として選抜された前年度末から翌年度の委員が選抜される当年度末までとする。ただし、地域委員に欠員を生じたときは、必要あれば当該地域の保護者よりこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第14章 専門部

第25条

- 1 本会には次の専門部をおく。
 - (1) 文化厚生部
会員相互の親睦と教養、健康の向上を図るため、講演会、運動、レクリエーション等を行う。
 - (2) 広報部
機関紙「林町」と「学校と家庭」等を発行する。
- 2 各専門部に部長1名（保護者）、副部長2～3名（保護者1～2名、教職員1名）をおき、必要に応じ部会を開き事業を計画し、実行委員会の承認を得て活動にあたる。ただし、部長、副部長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。
- 3 各専門部員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、選抜された年度当初保護者会から翌年度当初保護者会までとする。

第15章 改正

第26条 本規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただ

し、改正案の提出については、その内容を事前に全会員に通知しておかなければならない。
本規約は、昭和44年4月1日より施行する。

- 〃 昭和47年2月一部改正。同年4月1日より施行する。
- 〃 昭和54年3月一部改正。同年3月14日より施行する。
- 〃 昭和59年3月一部改正。同年4月1日より施行する。
- 〃 平成2年3月一部改正。同年4月1日より施行する。
- 〃 平成3年3月一部改正。同年4月1日より施行する。
- 〃 平成4年3月一部改正。同年4月1日より施行する。
- 〃 平成9年3月一部改正。同年4月1日より施行する。

本規約は、平成12年3月第5章第11条尚書き改定

特例として平成12年4月1日より平成13年3月31日まで施行する。

本規約は、平成16年3月一部改正。同年4月1日より施行する。

- 〃 平成18年3月一部改正。同年4月1日より施行する。

本規約は、平成23年2月一部改正。同年2月25日より施行する。

また、特例として平成12年4月1日より平成13年3月31日まで施行された第5章第11条書きは、施行期間終了のため、本規約より削除する。

本規約は、平成25年2月一部改正。同年2月22日より施行する。

- 〃 平成26年2月一部改正。同年2月21日より施行する。
- 〃 平成27年2月一部改正。同年2月20日より施行する。
- 〃 平成29年2月一部改正。同年2月24日より施行する。
- 〃 平成30年5月一部改正。同年5月2日より施行する。
- 〃 2019年4月一部改正。同年4月26日より施行する。

第16章 雑則

第27条 本会は、届出により実行委員会で承認されたサークルの活動を援助する。ただし、運営については同好の会員の自主運営に委ねる。

第28条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

慶弔に関する内規

(実行委員会内規)

第1条 この内規は、本会会員及び本校に在学する児童に対して適用する。ただし、主事、校医等はこれに準じて考慮する。それ以外に必要な事実が発生したときには、実行委員会の協議を経て決定する。

第2条 慶弔にあたり、送る金品は次の表による。

第3条 前条に該当しない場合には、役員会において協議し、事後、実行委員会に報告する。

第4条 この内規は、平成9年4月1日より施行する。

付 則 記念品代は、6か月以上は繰り上げて1年、1か月未満は1か月として算出する。

(例：2年5ヶ月6日在籍の場合は2年6ヶ月とみなし、在籍3年として計算する)

対象	事由	金額	摘要
児童	入院	5,000	2週間以上の場合の1回の見舞金
	死亡	10,000	
会員	死亡	10,000	

(教職員を除く)	火災	5,000	その他の災害については役員会で決定
教職員 および 主事	入院 死亡 結婚 出産 火災 転退職	5,000 10,000 10,000 5,000 5,000 在籍年数による	2週間以上の場合の1回の見舞金 本人の場合 配偶者 10,000 本人の両親と子 5,000 その他の災害については役員会で決定 記念品代 1年 2,000 2年以降 $2,000 + 1,000 \times (\text{在籍年数} - 1)$
校医	退職 死亡	10,000 10,000	

(金額の単位は円)

校歌

村野四郎 作詞
平井康三郎 作曲
(平井保喜)

1. おもえば遠い その日から
明るくひらく 文化のまど
氷川の森の みどりさえて
いつもかわらぬ 心のふるさと
ああ わたしたちの
林町小学校

2. わか栗のこかげ 雪のにわ
うたごえ高く わかい日の
あこがれのせて 空にひびく
いつもたのしい 心のはなぞの
ああ わたしたちの
林町小学校

3. てる日のめぐみ せんせいの
おしえもやさし 朝夕に
まなびのみちに 友とむすぶ (掬ぶ)
いつもつきない 心のいずみよ
ああ わたしたちの
林町小学校

この校歌は、昭和25年、創立40周年を記念して作成されました。